

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 意匠規則
改正情報： 2020 年 6 月 5 日施行	
<p>改正概要：</p> <p>シンガポールにおけるコロナ禍に対する IPOS(シンガポール知財庁)の救済措置として発行した「Circular No. 2/2020: Introduction of Amendments to Subsidiary Legislation in Response to COVID-19」(2020 年 6 月 5 日施行)に伴う改正である。</p> <p>その要点は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不責事由による期限の延長(規則 57A) ・ 書類提出時の提出手段の選択肢の拡大(規則 3A, 規則 6, 規則 58A) 	
<p>改正内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則 3 手数料納付に関して明確化された。 ・ 規則 3A 電子オンラインシステムによる出願が明確化された。 ・ 規則 4A 削除された。 ・ 規則 6 登録官又は登録局への書類の提出は電子オンラインシステムによることが明確化された。 (6)及び(7)は削除された。 ・ 規則 57A 不責事由による期限の延長が明確化された。 ・ 規則 58A 電子オンラインシステムの使用が明確化された。 (3)及び(4)において、電子オンラインシステムの故障時の措置が明確化された。 	